平成２３年（フ）第５０００号
大阪市西淀川区大和田３丁目８番４号　平沼マンション202号室
債務者　武田　幸夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２３５号
大阪府枚方市養父丘１丁目２番48号
債務者　山本　祥人
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５０号
大阪府高槻市登町43番１号
債務者　角野ますみ
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４８６号
大阪市平野区長吉六反２丁目６番30号
債務者　梶田　由香（旧姓塩津）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０６号
大阪市住吉区帝塚山東５丁目３番７―703号
債務者　杉原　幸一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５７１号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　柴田　吉郎
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６０号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番15号
債務者　浦上　純雄
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６１号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番15号
債務者　浦上　美穂
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６３号
大阪府大東市諸福７丁目４番８号　グレースヴィレッジＢ棟202号
債務者　駄道　真一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６９７号
大阪市此花区高見３丁目18番16号203
債務者　岡本　大佳
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７０４号
大阪府枚方市津田西町２丁目９番15―104号、前住所大阪府枚方市磯島茶屋町12番３号
債務者　山園　達也
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３８号
大阪府東大阪市島之内２丁目８番８―607号
債務者　三輪　大志
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８１号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番１―703号
債務者　北脇　一行
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７８２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番１―703号
債務者　北脇ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８３７号
大阪府八尾市植松町６丁目４番22―103号
債務者　安倉美知代
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８４７号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―515号
債務者　阪中　千春（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５号
島根県簸川郡斐川町大字直江町4779番地６、前住所島根県簸川郡斐川町大字上直江456番地１
債務者　北脇　義信（旧姓多々納）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２２８号
愛知県豊橋市西高師町字西浦32番地の２
債務者　森本　文美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部